

学校教育における知的財産権

文部科学省 初等中等教育局 教科調査官
国立教育政策研究所 教育課程研究センター 教育課程調査官 吉野弘一

我が国の経済は、戦後、重化学工業や加工組立型・大量生産の産業分野を中心として近代工業化社会を築いた。しかし、現代は、独創的なアイデアである「発明」や「考案」、ユニークなデザインである「意匠」、音楽や小説、絵画などの「著作物」を豊富に創造し、これを保護・活用することにより、我が国の経済や文化の持続的発展を図る知識経済の時代を迎えており。

このような知識経済社会の実現には、知的財産の創造・保護・活用を担う人的資源の育成にかかる初等・中等教育の充実が極めて重要である。将来、生徒が新しい経済社会に適応し、さらに進歩発展していく経済社会を支える人材として活躍するためには、教師は生徒に対して経済変化を気付かせるとともに、新しい時代に適応した基本的な知識を確かに教えることが必要である。その上に立って、生徒が自ら問題を見出し、自ら学び、自ら考えるなどの生きる力を身に付け、それぞれの素質や才能を十分に伸長できるような教育を行うことが求められている。

また、知識経済社会に相応しい学校教育を実践するためには、日常の教育活動の中で、デジタル情報など手本となる様々な教材を工夫することが大切になる。例えば、学校内で音楽、映画、放送番組、アニメーションなどの知的財産を教材として利用することが考えられるが、その際には、知的財産利用の留意点を十分に理解して適切に取り扱うとともに、生徒に対しては、関係の知的財産について保護・活用の在り方など基本的な知識を理解させることが必要になるのである。

知的財産教育とは、知的財産制度を学ぶのみの教育ではなく、小学校の早い段階から自由な発想、創意工夫の大切さを涵養する教育を行うとともに、知的財産の保護や活用など、年齢に応じた知的財産教育を通じて、我が国経済社会に、独創性や個性を尊重する文化環境を構築することにある。



2

※このページをコピーしてお使いください。

アンケート>>>

知的財産権の教育に関するアンケートにお答え下さい。

お答えいただいた方には記念品を贈呈させていただきます。

送付先

FAX:03-3780-0080

Q1.あなたは、「知的財産権」についてどの程度関心がありますか。
(1つだけ)

- | | |
|--------------|-------------|
| 1. 非常に関心がある | 4. あまり関心がない |
| 2. やや関心がある | 5. 全く関心がない |
| 3. どちらともいえない | 6. 聞いたことがない |

Q2.あなたは、小中学生への「知的財産権」に関する教育について重要性を感じますか?

1. 感じる (理由)

.....

2. 感じない(理由)

.....

Q3.あなたは、総合的な学習の時間や通常の授業において、子どもたちに知的財産権に関する啓発を行ったことがありますか?
(1つだけ)

1. 実施した(具体的な内容)

.....

2. 実施していない 3. 今後実施する予定

Q4.あなたが知的財産教育を授業の中で行うとしたら、
テーマは次のどれを選ばれますか。(1つだけ)

- | | |
|----------------------------------|--------------------|
| 1. 発明に関する内容(特許権・実用新案権) | 2. ブランドなどについて(商標権) |
| 3. デザインについて(意匠権) | |
| 4. 情報教育などにおける絵やキャラクターなどについて(著作権) | |
| 5. その他() | |

Q5.知的財産教育などの法律(ルール)を授業で教える時に、
①困ったことや、②実施しづらいことがありますれば
お知らせ下さい。(具体的に)

①困ったこと

②実施しづらいこと

Q6.“はっぴょん通信”をご覧になってお気づきの点が
ありましたらお知らせ下さい。(具体的に)

.....

.....

●学校名

●学校所在地

●氏名

●電話

●E-mail